



きょうと福祉倶楽部だより

11月

きょうと福祉倶楽部で
暮らしを継続されているみなさんへ

共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク 藤原 るか

介護現場の声を社会に届ける書き手・藤原るかさん。福祉倶楽部とも親交が深く、日々温かく支えてくださっています。今回は「介護の現場のこと、介護保険に関わる活動のことについてなら何でも書くよ～」との連絡をいただき原稿をお願いしました。

私たちヘルパーは、介護保険下では『訪問介護員』と呼ばれていますが、実際の現場は0歳の可愛い赤ちゃんから100才を越えた長寿の方への訪問迄、ご自宅で自分らしく暮らし続けたいというリクエストに応じて訪問を続けています。

ヘルパーという呼び名は国民的愛称です。私はこの名称が好きで、ヘルパーの仕事の奥深さと多様なくらしぶりを言葉にして、社会的地位が上がる様にと活動を続けています。しかし、残念なことに日本政府は「ヘルパーの仕事は誰でもできる」等と答弁されて特に、生活を支える『生活（家事）支援』を軽視して目の敵にしています。明らかな女性蔑視です。国の施策の転換を求めると、ついつい声が大きくなってしまいます。今回は直近で変更について検討がされている制度についてのお話をまず書かせて頂きたいと思います。

この年末に向けて3年に一度の介護保険改訂が迫っている為に、社会保障審議会のそれぞれの部会（給付費分科会・介護保険部会）で基本方針を出します。介護保険発足当時より問題とされていた、介護の手間のモデルが施設での計測によるもので、在宅現場と乖離しているとの指摘に、今期は調査が入り認知症状のある方の暮らし等が少し介護度に反映され、メスが入る事に成っています。スタート時から25年間も放置されてきた内容です。調査は現在、実施されている最中ですが、結論ありきの調査とならない様に関係者の注視が必要な取り組みだと思っています。



その件とは別にマスコミの先行する報道で改正の内容が次々と届いてきます。それは三大改悪と呼ばれる内容で、私はこの間「ケア社会をつくる会」に参加して、毎年、押し返す闘いを続けています。その闘いぶりは岩波ブックレットに収められていますので3冊をお手に取ってお読みいただくと幸いです。



中でも3大改悪を改めてこちらに書き出すと

- ① ケアマネジャーへの相談依頼を有料化する事
- ② 利用料原則1割負担から2割負担へする事
- ③ 要介護1・2の方を「軽度」とし介護保険から外して市区町村事業に移す

この三点が争点になり続けています。今回この中の③について共同通信からの記事では「現時点では移行が難しいと判断した」と報道されました。報道の内容を断念したなら、当たり前が認められて喜ばしいのですが、物事そんなに甘くない事も煮え湯を飲まされ続けている訪問介護関係者は知っています。既に3回審議されている「人口減少・サービス需要の変化に応じた支給体制」や「市区町村が介護サービスを、給付に代わる新たな事業（新類型）として実施できる仕組み」をつくると提案してきています。

小竹雅子さん（オフィスハスカップ）のSMSの投稿では2025年から2030年にかけて「総人口が減少する市区町村」は1,610市区町村（93.2%）と推計がある（国立社会保障人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』2023年推計）。保険者である市町村の判断で、「生活援助サービス等」ではなく、「介護サービス」を事業に移すことが提案されていることにくれぐれもご注意ください。こちらは11月10日に4回目の審議が行われる予定。との指摘がUPされています。私はこの改悪案に対し4度目の押し返しの準備をしています。日程は12月5日（金）ハイブリッドでの取り組みとリアル参加の方は参議院議員会館にお集まりください。ヘルパーや高齢者にとって暮らしの継続は、自分らしい在宅で暮らし続けるという当たりまえの人権問題です。政府任せにせず状況を共有した取り組みを創ってゆきましょう！

